平成２７年（フ）第６３号
仙台市青葉区落合４丁目６番22―103号
債務者　宮城　　功
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
秋田県由利本荘市中堅町43番地　金子ハイツ２号室
債務者　仁部美代子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第６号
秋田県大館市二井田字高村66番地
債務者　伊藤祐見子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５号
山形県新庄市堀端町８番57号
債務者　高澤智恵子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第２１５号
茨城県つくばみらい市谷井田2230番地14　テラスハウス有馬Ｂ
債務者　飯田　尊明
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２０号
茨城県つくば市二の宮１丁目８番地10　時計台ハイツＢ棟202号
債務者　野口　　修
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
茨城県つくば市高野台２丁目16番地14　エミネンス高野台Ｃ棟201号
債務者　石川　知美（旧姓田谷）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
茨城県取手市新取手２丁目10番３―102号
債務者　丸山　鶴子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
茨城県守谷市本町178番地の１田中荘Ｂ棟
債務者　伊東　メリー　ジェーン　フリーアスこと　ＩＴＯ　ＭＡＲＹ　ＪＡＮＥ　ＦＲＩＡＳ
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
茨城県牛久市刈谷町４丁目57番地２　ルーミー牛久32号館102
債務者　小野　孝子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘４丁目５番地59
債務者　大野　裕美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地336　県住19―15、従前の住所金沢市上荒屋４丁目78番地１
債務者　工藤　英二
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目233番地、従前の住所金沢市示野中町１丁目15番地
債務者　直江　義和
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
金沢市森戸１丁目131番地４
債務者　山下　敏明
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
山梨県甲府市伊勢４丁目41番24号
債務者　長谷川　榮
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
山梨県南巨摩郡身延町大塩1944番地
債務者　依田眞奈美
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係